

# 鹿嶋市国土強靱化地域計画

令和3年3月

# 目 次

## 第1章 計画の策定趣旨，位置付け

1 計画の策定趣旨	1
2 計画の位置付け	1

## 第2章 鹿嶋市における国土強靱化の基本的な考え方

1 基本理念	3
2 本市における国土強靱化の基本目標	4
3 計画の対象とする災害	4
4 本市における国土強靱化を進める上で特に配慮すべき事項	10

## 第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方	12
2 「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定	13
3 施策分野の設定（個別施策分野・横断的分野）	16
4 脆弱性評価の実施	17
5 脆弱性評価の結果	17

## 第4章 鹿嶋市における国土強靱化の推進方針

1 個別施策分野の推進方針	18
2 横断的分野の推進方針	25

## 第5章 計画の推進と不断の見直し

1 市の他の計画の見直し	27
2 計画の推進期間及び見直し	27
3 施策の推進と重点化	28

## 第1章 計画の策定趣旨、位置付け

### 1 計画の策定趣旨

平成23年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的課題として認知されることとなった。

こうした中、国においては、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、災害発生後に事後対策を行う繰り返しを避け、平時から必要な事前防災及び減災、迅速な復旧復興等に係る施策を総合的かつ計画的に実施するため、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行され、平成26年6月には、同法に基づく「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」が閣議決定され、その後平成30年12月に見直しが行われるなど、今後の大規模自然災害等に備え、施策を推進するための枠組みが整備された。

また、平成27年9月関東・東北豪雨災害を踏まえ、平成27年12月には、「水防災意識社会 再構築ビジョン」が策定され、洪水による氾濫の発生を前提として、社会全体でこれに備えるため、すべての国直轄河川とその沿川市町村において、減災対策を一体的・計画的に進めることとなった。

本市においても、県や関係機関相互の連携の下、市の国土強靱化に関する施策を総合的、計画的に推進し、大規模災害に対する市民等の生活の安全が十分に確保されるとともに、商工業や農林水産業などをはじめとする地域経済への影響を最小化し、安心して暮らし続けられる社会を実現するために本計画を策定するものである。

### 2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化の観点から、鹿嶋市地域防災計画をはじめとする様々な分野の計画等の指針となるとともに、防災・減災に関する施策を計画的に推進するための指針となるものである。

#### (1) 計画策定基準等

基本法第14条では、「国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。」とされており、本計画は、国が定めた「国土強靱化地域計画策定ガイドライン（第7版）」（令和2年6月）の策定手順を踏まえ策定するものである。

#### (2) 茨城県の地域計画との関係

強靱化施策は、市と県が連携して進めることが有用であるため、本計画は、県が策定する強靱化地域計画と相互に調和を保つものとする。

具体的には、県計画における強靱化施策と、本計画における個別具体的施策との調整を行うことにより、本市の強靱化の更なる効果的な推進を図るものとする。

### **(3) 鹿嶋市地域防災計画との関係**

本計画は、発災前（平時）の施策を対象とし、鹿嶋市地域防災計画が主に対象とする発災時の対処（応急対策）及び発災後の対処（復旧・復興対策）そのものは対象としない。ただし、応急対策、復旧・復興対策を効果的に行うための事前の備えは対象とする。

また、本計画は、国土強靱化関連部分（発災前の事前予防）について、鹿嶋市地域防災計画の上位計画となるため、必要に応じて、鹿嶋市地域防災計画を見直すものとする。

### **(4) 鹿嶋市総合計画、他の分野別計画との関係**

本計画は、第三次鹿嶋市総合計画の内容を十分に踏まえたものである。

また、本計画は、市政全般に関する計画として、国土強靱化の関連部分において鹿嶋市総合計画や部門別計画等の指針となるものである。

### **(5) 鹿嶋市まち・ひと・しごと創生総合戦略との関係**

「災害に強い地域」を平時から目指す強靱化と「平時の活性化」を目指す地方創生は地域の豊かさを維持・向上させる点で同じであるため、本計画と鹿嶋市まち・ひと・しごと創生総合戦略とは、連携して限りある資源の有効活用を図る。

## 第2章 鹿嶋市における国土強靱化の基本的な考え方

### 1 基本理念

#### ○強くしなやかな鹿嶋づくり

本市においては、平成23年3月の東日本大震災において、甚大な被害を受けたほか、気象の急変に伴う局地的な災害が発生している。

こうした災害から得られた教訓を踏まえ、市では、鹿嶋市地域防災計画の見直しなど、様々な対策を進めてきたところであるが、今後は、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧・復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施していくことが重要である。

また、高度経済成長期以降に集中的に整備したインフラは、今後、老朽化が急速に進むと見込まれており、長寿命化や計画的な更新により機能を適切に維持していく必要がある。

そこで、いかなる大規模自然災害が発生しても市民の生命、財産を守り、経済社会活動に致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を兼ね備えた、鹿嶋づくりを推進することで、生活の安全がしっかりと確保され、安心して暮らし続けられる社会を形成する。

#### <参考>本市の特色

##### ○恵まれた地域特性

本市は、茨城県東南部に位置し、首都東京へは約80km、県都水戸及び筑波研究学園都市とは約50kmという距離にある。鹿嶋・東京間はJR鹿島線、東関東自動車道（東関道）や東関道を利用した高速バスでいずれも約2時間、空の玄関口である成田空港とは東関道で約30分、また茨城空港とは車で約1時間の距離で結ばれている。

また、国際港湾として首都圏の物流基地の一つとなっている鹿島港を有するなど陸・海・空の広域交通アクセスが既成されている。

本市の地形は、東に鹿島灘、西は北浦を臨み、中央部は海拔約40mの鹿島台地、低地部は田園地帯や鹿島港と連携した工業地帯が広がっている。

面積は106.0km<sup>2</sup>で、鹿島灘を流れる海流の影響を受け、気候も温和で自然災害が少なく、ゆとりある居住環境を備えており、都市的な生活と自然の豊かさを享受できる、暮らしやすい環境にある。

##### ○産 業

本市の産業動向は、恵まれた気候を利用した農業に加え、鹿島灘・北浦での漁業が古くから盛んで、今日でも基幹産業の一翼を担っている。鹿島開発以降は、鹿島臨海工業地帯の造成により全国有数の工業が発展を遂げ、それに伴う人口増加などにより、商業、サービス業などが発展した。

本市の年間商品販売額は、平成16年以降減少の傾向となっている。また、製造品出荷額等は、東日本大震災以降の一時的な落ち込みはあったものの、平成12年以降増加傾向が続いている。

## ○観 光

本市には、代表的な観光資源である鹿島神宮や鹿行5市がホームタウンとなっている鹿島アントラーズのホームスタジアムであるカシマサッカースタジアム、海や湖など様々な観光資源があり、近年拡大している訪日外国人観光客を受け入れる空の玄関口である空港と近接しており、国内観光においても、本市には自家用車で訪れる観光客が多く、加えて、東京駅と本市を結ぶ高速バスの充実により、公共交通を利用して、首都圏から気軽に訪れることができることから安定した産業となっている。

## ○広域交通ネットワークの形成

高速道路網については、鹿行地域を南北に縦断する東関東自動車道水戸線の潮来 IC～鉾田 IC の区間の早期開通に向けた整備が進められている。

鉄道については、JRが東京駅・鹿島神宮駅間、大洗鹿島線が水戸駅・鹿島神宮駅間の運行を行っているところである。

港湾については、鹿島港が平成23年5月に国際バルク戦略港湾に選定され、首都圏のニューゲートウェイとしての役割を担っている。

また、成田空港や茨城空港へのアクセスも良好である。今後、東関東自動車道をはじめとした高速道路及び鹿島港、空港など、陸・海・空の広域交通ネットワークを活用して、国内外との結びつきが一層強まることにより、物流や観光、文化など様々な分野における交流が一層促進されるものと期待されている。

## 2 本市における国土強靱化の基本目標

国が基本計画に位置づけた国土強靱化の推進における4つの基本目標を踏まえて、次の4つを基本目標に位置づけ、強くしなやかな鹿嶋づくりを推進する。

- I 人命の保護が最大限図られること
- II 市政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV 迅速な復旧復興

## 3 計画の対象とする災害

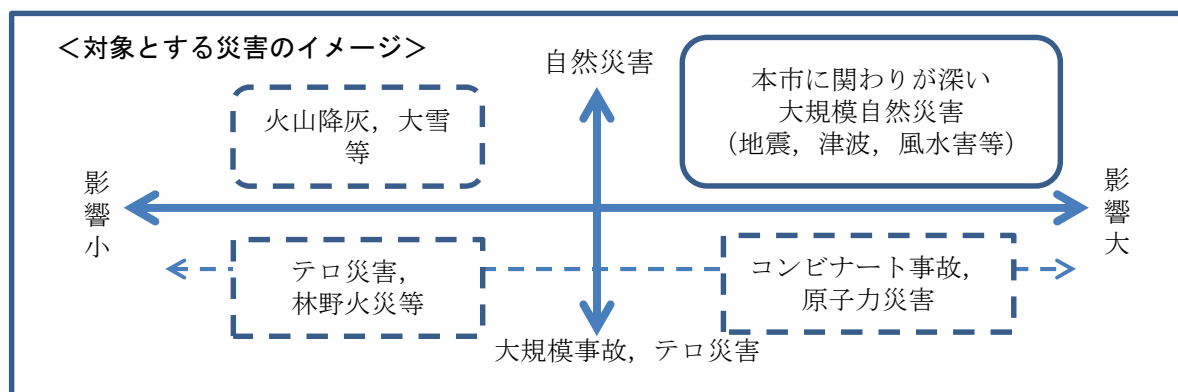
本市に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害の他に、鹿島港におけるコンビナートの大規模事故やテロ、感染症等も含めたあらゆる事象が想定され得るが、国の基本計画や県計画では、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を想定していることを踏まえ、本計画においても、当面、大規模自然災害を対象とする。

また、大規模自然災害の範囲については、基本目標に掲げる「人命の保護が最大限図られること」及び「市政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること」という観点から、本市に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般（地震、津波、台風・竜巻・豪雨などの風水害等）とする。ただし、比較的影響が少ないと想定される火山による降

灰、大雪災害、林野火災等の自然災害は、茨城県や県内の他の市町村との連携の中で考慮する。

なお、単独での発生だけでなく、地震後に津波が発生するなど同時あるいは連続し、複合災害として発生することで、より甚大な被害をもたらす可能性があることにも留意する必要がある。

また、自然災害に起因する原子力災害への対応も重要な課題であるが、本市は、甚大な被害が想定される原子力施設から 30km 以上離れた地域となっていることから、国の基本計画や県計画の動向等を見ながら、今後の取扱いを検討するものとする。



## (1) 地震

本市においては、「茨城県地震被害想定調査報告書」(平成 30 年 12 月) で設定された 7 つの地震のうち「茨城県沖から房総半島沖にかけての地震」(Mw8.4) による被害が最大と想定されている。この地震による市内の被害想定等の概要は次表のとおりである。

<参考>本市における被害想定等（茨城県沖から房総半島沖にかけての地震：Mw8.4）

○ 建物被害（茨城県地震被害想定調査報告書，平成30年12月）（単位：棟）

	液状化		揺れ		土砂災害		津波		火災	合計	
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	焼失	全壊・焼失	半壊
冬・深夜	26	276	21	502	※	2	163	1,291	6	217	2,071
夏・昼 12時	26	276	21	502	※	2	163	1,291	6	217	2,071
冬・夕 12時	26	276	21	502	※	2	163	1,291	6	217	2,071

※：わずか，0：被害なし

○ 人的被害（死者・負傷者）

（茨城県地震被害想定調査報告書，平成30年12月）（単位：人）

	死者							負傷者						
	建物被害		土砂災害	津波	火災	ブロック塀等	合計	建物被害		土砂災害	津波	火災	ブロック塀等	合計
		うち屋内収容物等							うち屋内収容物等					
冬・深夜	1	1	※	※	※	※	1	62	23	※	0	※	※	63
夏・昼 12時	1	※	※	※	※	※	1	44	22	※	0	※	※	45
冬・夕 18時	1	※	※	※	※	※	1	49	19	※	0	※	2	52

※：わずか，0：被害なし

○ 避難者（茨城県地震被害想定調査報告書，平成30年12月）

（単位：人）

	被災当日			被災1週間後			被災1ヶ月後		
	総数	避難所	避難所以外	総数	避難所	避難所以外	総数	避難所	避難所以外
冬・深夜	4,936	3,121	1,815	2,192	1,328	864	1,196	359	837
夏・昼 12時	4,936	3,121	1,815	2,192	1,328	864	1,196	359	837
冬・夕 18時	4,936	3,121	1,815	2,192	1,328	864	1,196	359	837

## <参考> 本市の主な過去の災害

<東日本大震災> (平成 31 年 3 月 31 日現在)

- ・発 生 日：平成 23 年 3 月 11 日
- ・最大震度：6 弱
- ・最 大 波：5.6m (鹿島港湾事務所)
- ・人的被害：死者 2 人 (うち震災関連死 1 人)
- ・住家被害：全壊 511 棟，大規模半壊 678 棟，半壊 2, 676 棟，一部損壊 3, 288 棟  
床上浸水 21 棟，床下浸水 16 棟，液状化被害戸数 1, 529 棟，津波被害戸数 154 棟
- ・避難の状況：避難者 5, 929 人，避難所 23 施設

<平成 25 年 10 月台風 26 号> (平成 25 年 10 月 31 日現在)

- ・発 生 日：平成 25 年 10 月 15 日から 10 月 24 日まで
- ・気象状況：10 月 11 日に発生した台風は，最低気圧 930hpa と大型で非常に強い台風に発達し，16 日の午前中に房総半島東側を通過し，15 時に三陸沖で温帯低気圧に変わった。  
市内では，1 時間最大降水量 62.5mm，2 日間合計雨量 362.5mm を記録した。
- ・人的被害：なし
- ・被 害：通行止め 18 箇所，がけ崩れ 17 箇所，床上浸水 29 棟，床下浸水 48 棟，  
宅地浸水 52 箇所，停電約 4, 300 件

<令和元年 9 月台風 15 号> (令和元年 9 月 25 日現在)

- ・発 生 日：令和元年 9 月 8 日
- ・気象状況：9 月 5 日に南鳥島近海で発生した台風第 15 号は，小笠原近海を北西に進み，8 日には向きを北よりに変え伊豆諸島北部を北北東に進んだ。9 日 3 時前に非常に強い勢力で三浦半島付近を通過，9 日 5 時前に強い勢力で千葉市付近に上陸後，関東地方を北東に進んだ。この台風の接近により，県内では 9 月 8 日から 9 月 9 日にかけて大雨や強風となった。市内では，1 時間最大降水量 49.0mm，1 日雨量 (9/9) 138.5mm を記録した。
- ・人的被害：なし
- ・被 害：道路冠水 6 箇所，道路陥没 2 箇所，土砂崩れ 2 箇所，法面崩れ 3 箇所，  
倒木 250 箇所，停電約 14, 000 件

## (2) 津波

茨城県は、津波防災地域づくり法に基づく津波浸水想定を実施し、平成24年8月に公表した。津波浸水想定では、茨城沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される地震として、「東北地方太平洋沖地震」(Mw9.0)と「茨城県想定津波」(Mw8.4)の2つの地震条件を設定し、それぞれの津波シミュレーション結果を重ね合わせ、最大浸水域、浸水深を抽出している。

県の津波浸水想定を基に、本市では平成26年3月に「鹿嶋市津波ハザードマップ」を作成し、市民の防災意識啓発を図っている。

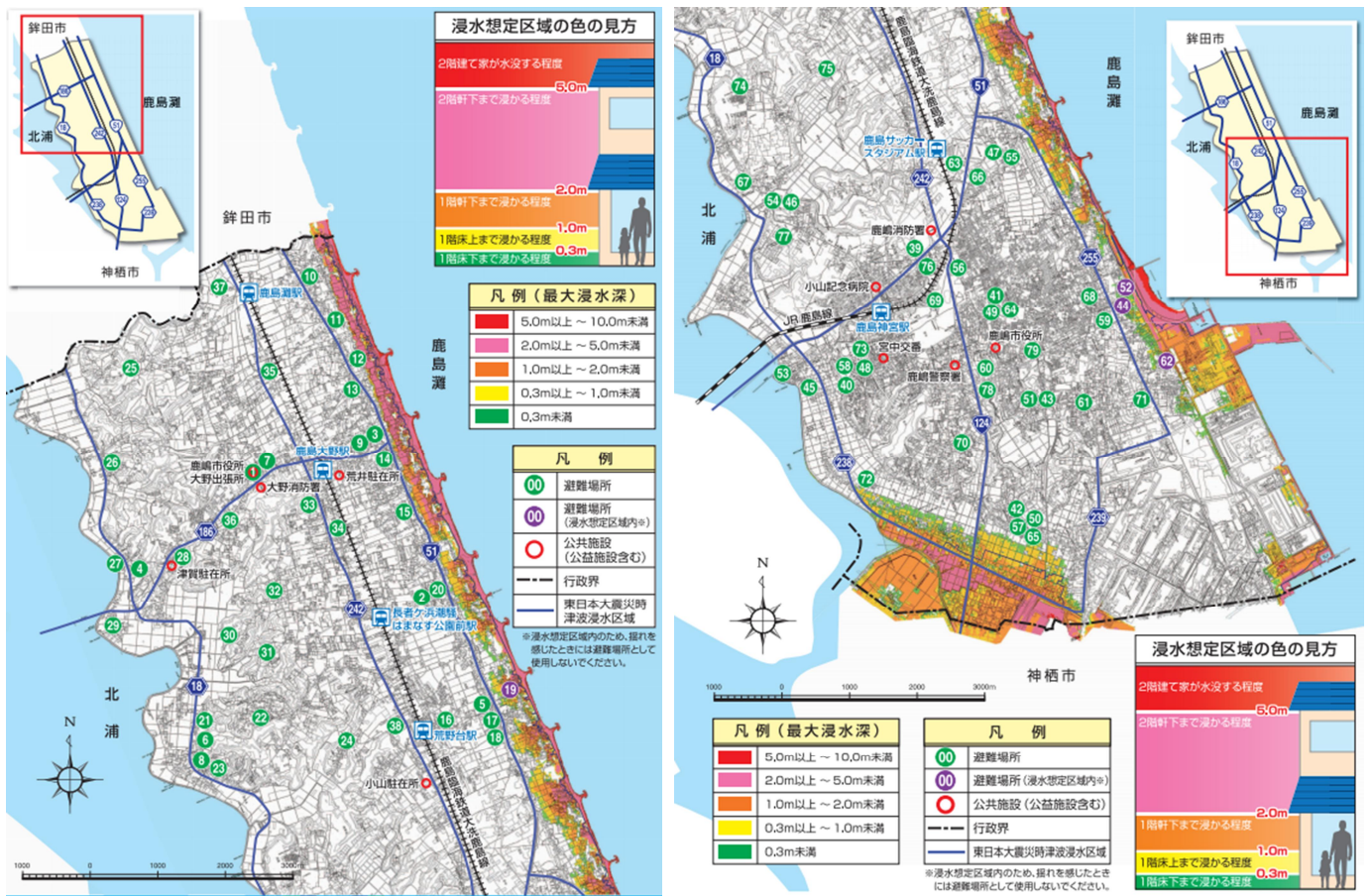


図1 本市における津波浸水想定 (鹿嶋市津波ハザードマップより)

### (3) 風水害

河川管理者である国土交通省関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所は、平成28年度に霞ヶ浦流域の192時間総雨量853mm（72時間想定最大規模降雨は760mm）に伴う洪水により北浦・鰐川が氾濫した場合の浸水状況を予測した「利根川水系北浦洪水浸水想定区域図」及び「利根川水系鰐川洪水浸水想定区域図」を公表した。

この洪水浸水想定区域図を基に、本市では平成30年1月に「鹿嶋市洪水ハザードマップ」を作成し、市民の防災意識啓発を図っている。

また、大雨等に伴い、土砂災害が発生するおそれがあり、県では平成18年から22年にかけて土砂災害警戒区域等を指定し、本市では平成26年3月に「鹿嶋市土砂災害ハザードマップ」を作成しているほか、「鹿嶋市洪水ハザードマップ」においても土砂災害警戒区域等を表示し、周知を図っている。

なお、台風の接近に伴い高潮が発生するおそれがあるが、県等では高潮による浸水シミュレーションは実施されていない。

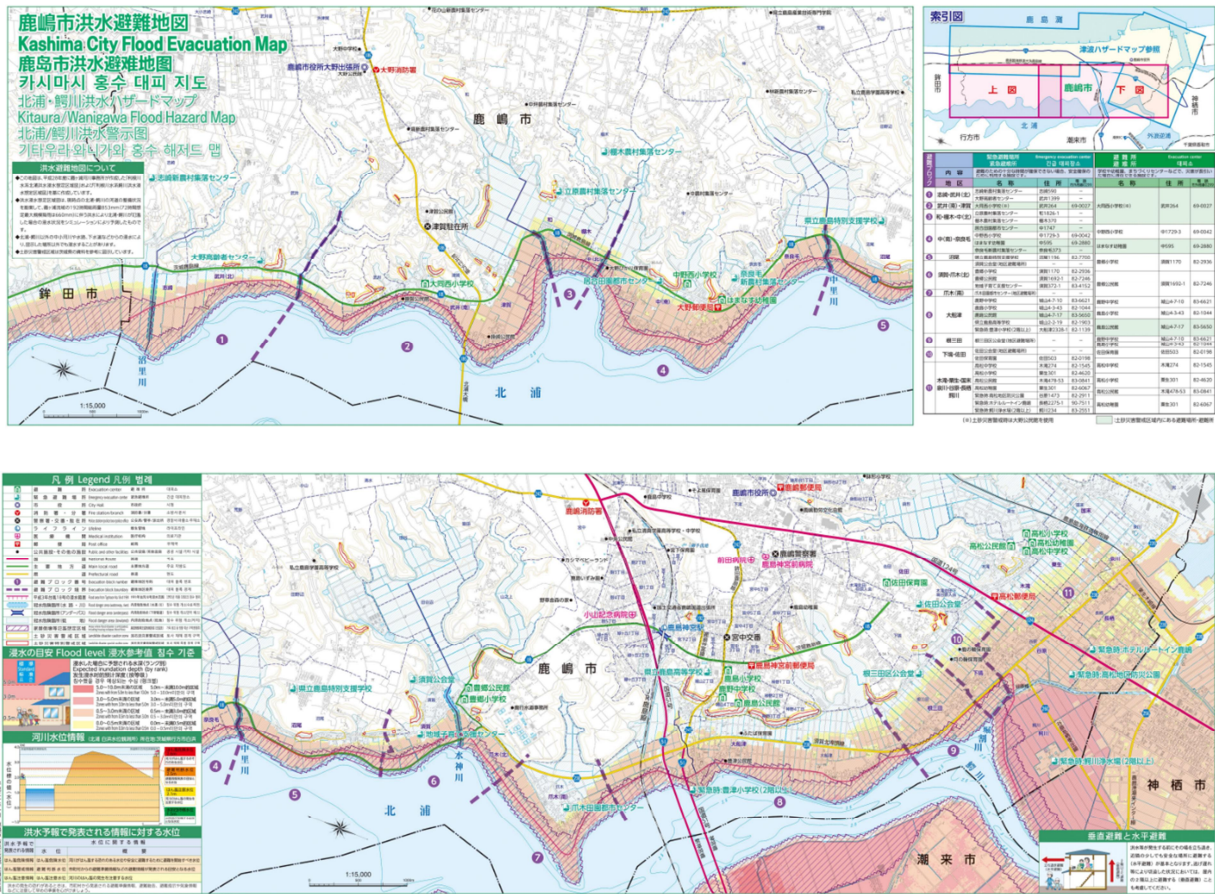


図2 本市における洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等（鹿嶋市洪水ハザードマップより）

#### 4 本市における国土強靱化を進める上で特に配慮すべき事項

本市の強靱化を図る上で、基本計画に掲げる基本的な方針を踏まえつつ、特に以下の事項に留意し、対策を進める。

##### (1) 社会構造の変化への対応等に係る事項

○「自律・分散・協調」型の社会のシステムの形成につなげる視点を持つこと。

人口や経済活動、社会機能などの東京への一極集中からの脱却を図るなど、国土全体の「自律・分散・協調」型の社会システムの確立に資するとともに、市内においても独自性を活かし、潜在力を引き出すことにより多様な地域社会を創り出す「自律・分散・協調」型の社会システムの形成につなげる視点を持つ。

○関係団体との連携体制の構築

本市の強靱化に向け、国、県、関連事業者、地域団体やボランティア等の民間団体等が、それぞれの役割を常に相互の連携を意識して取り組む体制を構築する。

○インフラの老朽化への対応

高度成長期以降に集中的に整備したインフラは、今後、老朽化が急速に進むと見込まれており、長寿命化や計画的な更新により機能を適切に維持していく。

○人のつながりやコミュニティ機能の向上

平時からの人のつながりが強靱な社会をつくることを念頭におき、人と人、人と地域、また地域と地域のつながりの再構築や、目的等を同じくする様々なコミュニティの機能の向上を図る。

##### (2) 効果的な施策の推進に係る事項

###### ア 多層的な取組

○複合的・長期的な視点による施策の推進

施策の推進に当たっては、防災・減災等の視点に加え、経済成長や自然環境の保全、各種リスクを見据えた長期的な効率性・合理性の確保など、複合的・長期的視点を持って取り組む。

○平時からの有効活用

非常時の防災・減災等の効果を発揮するのみならず、その施設や取組が平時に持つ意味を考慮して、日頃から有効に活用される対策となるよう工夫する。

○ハード対策とソフト対策の組み合わせによる総合的な取組

想定される被害や地域の実状等に応じて、ハード対策とソフト対策を効果的に組み合わせることにより、総合的な取組を進める。

## イ 各主体の連携

### ○広域連携体制の構築

広域的な災害に対応するため、県や県内の市町村、全国規模での相互応援体制の整備を進め、災害時の支援物資の確保や緊急消防援助隊等の受入体制の整備に努める。

### ○民間投資の活用

民間事業者への情報の徹底した提供・共有や連携（広報・普及啓発、協議会の設置等）により、民間事業者の自主的な設備投資等を促すとともに、PPP/PFIを活用したインフラ整備や老朽化対策を進めるほか、民間の投資を一層誘発する仕組みを具体化する。

## ウ 人づくり

### ○防災人材の育成と確保

地域の防災力を強化するため、災害から得られた教訓などを基に、災害発生時に自らの判断で的確な行動をすることができる知識、知恵及び技術を持った人材や、次世代の地域防災の担い手となる人材の育成と確保を図る。

## エ 重点化及び進捗管理

施策の重点化や進捗管理（PDCAサイクル）を通じて、本計画に基づく施策の推進及び見直しを行うとともに、本市の強靱化に関わる各主体間で中長期的な方針を共有し、短期から長期の時間管理概念を持った計画的な取組を推進する。

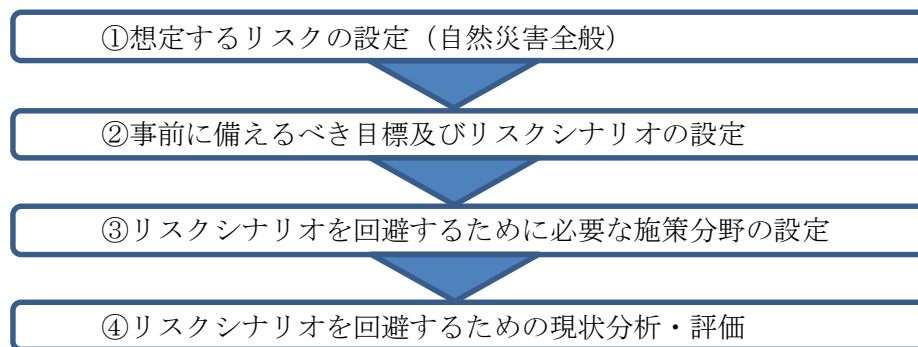
### 第3章 脆弱性評価

#### 1 脆弱性評価の考え方

本市における大規模自然災害等に対する脆弱性評価は、大規模自然災害による甚大な被害を回避するために、現在の施策で足りるのかどうか、どこに脆弱性があるのかを明らかにするために実施するものである。

施策の現状分析・評価を行うことにより、本市における国土強靱化に必要な施策を効率的、効果的に実施することにつながることから、国土強靱化を推進する上で必要不可欠なプロセスである。

脆弱性評価は、国が実施した手法を参考に、①想定するリスクの設定、②「事前に備えるべき目標」及び「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定、③リスクシナリオを回避するために必要な施策分野の設定、④リスクシナリオを回避するための現状分析・評価という手順により脆弱性評価を行い、強靱化のための推進方針を策定する。



## 2 「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定

国の基本計画においては、8つの「事前に備えるべき目標」と、その目標の妨げとなるものとして、45の「リスクシナリオ」を設定して評価を行ったが、本市においては、県計画を踏まえ、8つの事前に備えるべき目標と38のリスクシナリオを次のとおり設定した。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-5	大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急, 医療活動が迅速に行われるとともに, 被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等, 生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	自衛隊, 警察, 消防, 海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生, 混乱
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災, 支援ルートの途絶, エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-7	劣悪な避難生活環境, 不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による司法機能, 警察機能の大幅な低下による治安の悪化, 社会の混乱
		3-2	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し, 情報の収集・伝達ができず, 避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
		5-2	エネルギー供給の停止による, 社会経済活動, サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊, 火災, 爆発等

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
		5-4	陸・海・空の基幹的交通ネットワークの長期停止
		5-5	食料等の安定供給の停滞
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワークの被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止
		6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-3	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
		7-4	有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃
		7-5	農地・森林等の被害による国土の荒廃
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
		8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-6	国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響

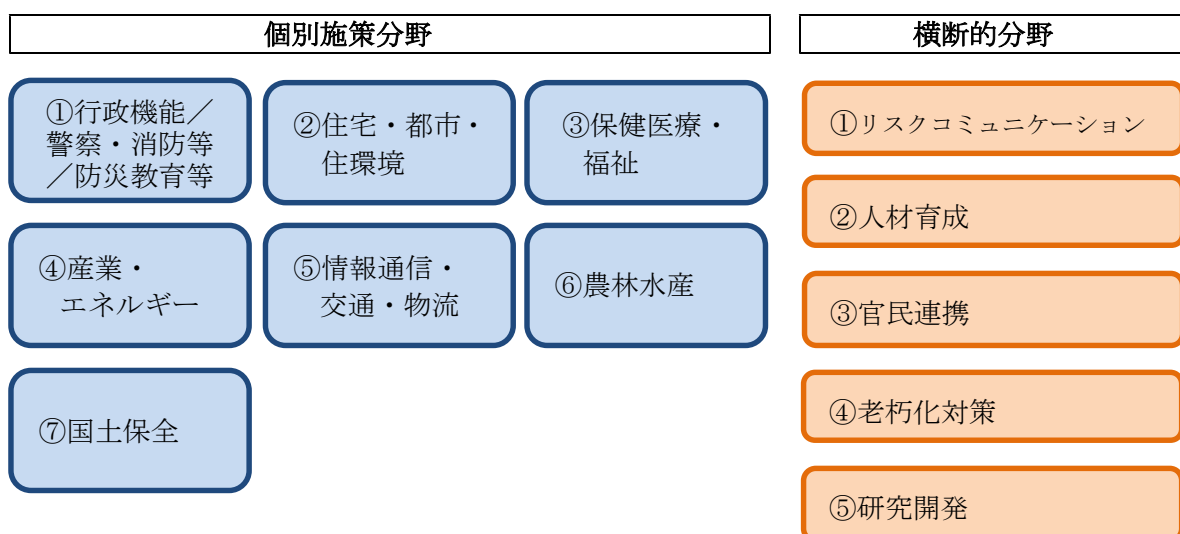
【参考】国のリスクシナリオから、本市では採用しなかった又は統合したリスクシナリオ

国のリスクシナリオ		採用しなかった又は統合した理由	
1-6	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生	—	鹿嶋市は豪雪地帯ではないため。
3-2	首都圏等での中央官庁機能の機能不全	—	茨城県で検討を行っているため。
5-4	海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響	5-4	陸・海・空の基幹的交通ネットワークの長期停止 ※本市の特色のひとつである広域交通ネットワークの形成を勘案し、5-4として統合
5-5	太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸上海上ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響		
5-6	複数空港の同時被災による国際航空輸送への甚大な影響		
5-7	金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響	—	金融事業、郵便事業に関し、該当する市施策がないため、当面、採用を見送る。
6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止 ※該当施策が重複するため、統合
5-9	異常渇水等により用水の供給の途絶		
7-4	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生	—	ダム等が市内に存在しないため。

※上記以外の国のリスクシナリオについては、本市においても概ね同様に設定

### 3 施策分野の設定（個別施策分野・横断的分野）

国の基本計画においては、12の個別施策分野と5つの横断的分野を設定して評価を行ったが、本市においては、これを参考に、7の個別施策分野と5つの横断的分野を設定した。



【参考】国の個別施策分野から、本市では採用しなかった又は統合した個別施策分野

国の個別施策分野	本市の個別施策分野	統合等の理由
②住宅・都市	②住宅・都市・住環境	市施策において、環境、土地利用分野と関連が深いため統合
④エネルギー	④産業・エネルギー	市施策において、産業構造分野と関連が深いため統合
⑤金融	(採用見送り)	該当する市施策がないため、当面、採用を見送る
⑥情報通信	⑤情報通信・交通・物流	市施策において、交通・物流分野と関連が深いため統合
⑦産業構造	(④へ統合)	市施策において、エネルギー分野と関連が深いため統合
⑧交通・物流	(⑤へ統合)	市施策において、情報通信分野と関連が深いため統合
⑪環境	(②へ統合)	市施策において、住宅・都市分野と関連が深いため統合
⑫土地利用（国土利用）	(②へ統合)	

※国の個別施策分野のうち、①行政機能／警察・消防等／防災教育等、③保健医療・福祉、⑨農林水産、⑩国土保全是、本市においても同様に設定

#### **4 脆弱性評価の実施**

38 のリスクシナリオごとに、それを回避するための現行の施策を抽出し、施策ごとの達成度や進捗度などを踏まえて、現行の取組で対応が十分かどうか、脆弱性の分析・評価を実施した。併せて、施策分野ごとの取組状況が明確になるよう、施策分野ごとに整理した。

#### **5 脆弱性評価の結果**

##### **(1) ハード対策とソフト対策の適切な組合せによる施策の推進**

防災・減災対策など、強靱化に資する取組については、既に実施されているものもあるが、進捗状況等の観点から、未だ不十分な状況にある。

本計画に掲げる基本目標を達成し、強靱な地域づくりの実現のために、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、施策を推進する必要がある。

##### **(2) 関係機関等との連携**

強靱化に資する取組において、個々の施策の実施主体は、市だけでなく、国機関や茨城県、県内市町村、民間事業者・団体など多岐にわたることから、各実施主体との情報共有や各主体間の連携を強化する必要がある。

##### **(3) リスクシナリオごと及び施策分野ごとの脆弱性評価の結果**

リスクシナリオごとの脆弱性評価の結果は、別紙1のとおり。

## 第4章 本市における国土強靱化の推進方針

脆弱性評価の結果に基づき、リスクシナリオを回避するために必要な施策群として、第3章3で設定した施策分野ごとに整理する。

※施策名の末尾に、当該施策が位置付けられている計画名を略称により示す。

また、該当課は鹿嶋市行政組織機構図の順位にて記載している。

【凡例】	総合	…	市総合計画
	防災	…	市地域防災計画
	BCP	…	市業務継続計画
	災廃	…	市災害廃棄物処理計画
	みち	…	市道路整備計画
	公共	…	市公共施設等総合管理計画
	地震被害	…	茨城県地震被害想定

### 1 個別施策分野の推進方針

#### ① 行政機能／警察・消防等／防災教育等

<行政機能>

(市の防災拠点機能の確保) リスクシナリオ1-2, 3-2, 6-5

[防災] [公共] [地震被害]

○大規模災害時に防災拠点となる市有の公共施設について、鹿嶋市公共施設等総合管理計画に基づき、耐震化等を着実に進めるとともに、停電時に備え、非常用発電機の整備や必要な燃料の確保を図る。また、災害時に備えて、防災備蓄倉庫、通信機材等の防災施設の整備・管理を行い、災害時に備える。【各施設の管理課】

(業務継続体制の整備) リスクシナリオ3-2, 6-5

[防災] [BCP]

○市は、災害時に迅速かつ的確な対応を行うため、マニュアル策定等による災害対応業務の標準化の推進や、研修・訓練により職員の災害対応能力の向上を図るとともに、大規模自然災害時に優先すべき業務やそれぞれの業務の補完体制、また、必要に応じて外部人材を活用するなど、災害時に最低限必要な人員の確保等について検討を進める。

【交通防災課】

数値目標

・市業務継続計画（BCP）：策定（H26）→R1見直しを実施

(災害情報の収集、伝達体制の確保) リスクシナリオ1-4, 4-1, 4-2, 4-3,

8-6 [防災]

○市は、住民等への情報伝達手段として、市防災行政無線をはじめ、緊急速報メール、コミュニティFM、ホームページ、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等様々な媒体の活用を促進するとともに、これらの媒体を適切に運用し、事象に応じた災害情報を確実に伝達する取組を進める。【広報推進課・交通防災課】

○市は、避難勧告等の発令基準の策定をするとともに、国や県と連携し、避難勧告等の発令に着目したタイムラインを策定する。【交通防災課】

**数値目標**

- ・避難勧告等の発令基準の策定状況：100%（H30）【交通防災課】
- ・タイムライン策定（避難勧告発令着目型）：H30 策定済み【交通防災課】

**（物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備）** リスクシナリオ 2-1, 2-4, 5-5, 8-5  
〔防災〕〔地震被害〕

○被災者に対し食料・飲料水・生活必需品等を速やかに供給するため、市は計画的に物資の備蓄を進め、事業者等との協定に基づく流通備蓄の活用を図るとともに、災害時の物資配送体制を整備する。【交通防災課】

**数値目標**

- ・市備蓄食数量：15,000食：100%（R1）→人口の増減にあわせて整備

**（土木施設の復旧・復興を担う人材の育成・確保）** リスクシナリオ 6-4, 8-2, 8-5

○災害発生時には、道路・橋梁をはじめとする土木施設の点検・被害確認等に加え、速やかに被害査定・設計業務を行う必要があるが、業務に精通した人材が不足するため、関係団体との連携体制を強化することなどにより、必要な人員を確保する。

【税務課・道路建設課・施設管理課】

**数値目標**

- ・被害認定調査協定：茨城県建築士会鹿島支部と締結済み（H26）【税務課】

**<警察・消防等>**

**（消防等の防災拠点機能の確保）** リスクシナリオ 2-3, 6-5, 7-1, 7-2, 7-4  
〔防災〕〔地震被害〕

○市は、関係機関との連携のもと、災害時の救助活動拠点や防災拠点となる消防施設等の整備や耐震化等を進めるとともに、災害対応力強化のための体制、装備資器材の充実強化を図る。【交通防災課】

**（交通事故等の回避対策）** リスクシナリオ 2-4

○停電による信号機の停止が原因で発生する交通事故、交通渋滞を回避するため、信号機電源付加装置の設置について、県に要望を実施する。【交通防災課】

**<防災教育等>**

**（地域防災力の強化）** リスクシナリオ 3-1, 8-2, 8-4 〔総合〕〔防災〕〔地震被害〕

○災害発生時に「共助」を的確に行う体制を整えるため、自主防災組織の育成や消防団の充実・強化、活性化の推進を図るとともに、学校における防災教育などを通じて地域防災力を向上させる取組を推進する。【交通防災課・教育指導課】

〔防災〕〔地震被害〕

○市は、災害時の救助活動拠点や防災拠点となる消防施設等の整備や耐震化等を進めるとともに、災害対応力強化のための体制、装備資器材の充実強化を図る。【交通防災課】

**数値目標**

・自主防災組織の活動カバー率：100%（R3）→継続支援【交通防災課】

・消防団員数：745人（H31）→780人（R3）【交通防災課】

**② 住宅・都市・住環境**

**(住宅、建築物等の耐震化) リスクシナリオ1-1, 1-2, 7-3**

〔総合〕〔防災〕〔地震被害〕

○住宅・建築物の耐震化について、民間建築物所有者に対する効果的な普及啓発を行うとともに、住宅・建築物安全ストック形成事業など国の支援制度等を活用し、耐震診断及び耐震化の促進を図る。【都市計画課】

**数値目標**

・住宅の耐震化率：88.4%（H27）→95%（R3）【都市計画課】

**※耐震化率**

昭和56年6月1日以降に建築されたもの及びそれ以前に建築され、耐震改修されたものなど、新耐震基準に適合するもの及びそれと同等以上の耐震性のある建築物割合。

**※新耐震基準**

震度5強程度の地震でほとんど損傷するおそれがなく、震度6強～7に達する程度の地震で倒壊・崩壊するおそれがない強度を求めるための基準で、昭和56年6月1日以降に建築した建築物に適用されるもの。

**(市街地整備等) リスクシナリオ1-1**

○安全な市街地の整備に向けて、土地区画整理事業や市街地再開発事業、街路事業等の推進、支援を図る。【道路建設課・都市計画課・区画整理事務所】

**(防火対策) リスクシナリオ1-1, 7-1**

○本市では、大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地はないものの、火災予防・被害軽減のため、避難地等の整備、建物の不燃化・難燃化、また、消防活動困難区域の解消等の取組を官民が連携して推進する。【交通防災課・都市計画課】

**(上下水道施設の耐震化等) リスクシナリオ1-4, 2-6, 2-7, 6-2, 6-3**

〔防災〕〔地震被害〕

○災害時における飲料水供給の長期停止、公衆衛生問題や交通障害の発生を防止するため、上下水道施設等の耐震化や長寿命化を図る。【下水道課・水道課】

○災害時に活用可能な井戸の確保に努めるとともに、普段活用されていない飲用井戸を水道水の代用水源として活用を図る。【交通防災課】

**(老朽・空き家対策) リスクシナリオ7-3**

○沿線・沿道の建物倒壊による被害，交通麻痺を回避する観点から，関係団体と連携し，空き家対策を推進する。【都市計画課】

**(災害廃棄物対策) リスクシナリオ7-4，8-1 [災廃]**

○災害廃棄物に関する処理方策をまとめた鹿嶋市災害廃棄物処理計画を策定する。

【廃棄物対策課】

**(自然災害を考慮した土地利用等) リスクシナリオ1-4，1-5，8-3**

○地域における自然災害の種類・頻度，地形，地質条件等の特性を考慮し，復旧・復興段階を事前に見据えた検討と安全な地域づくりを進めるとともに，自然災害の影響等について，住民への普及啓発を行う。【交通防災課・道路建設課】

**③ 保健医療・福祉**

**(災害拠点病院等の機能強化) リスクシナリオ1-2，2-5，2-7 [防災][地震被害]**

○災害時における飲料水等供給の途絶に備え，災害拠点病院等医療機関との飲料水等確保に向けた協定の提携を実施する。【保健センター】

**(DMAT等の機能強化) リスクシナリオ2-3，2-5，2-7 [防災]**

○被災者の医療救護，健康管理等において重要な役割を果たす「DMAT」，「JMAT」，「DPAT」，「JRAT」等の医療・リハビリ支援チームについて，日頃から各種団体と連携し，各チーム数の増加や災害時に速やかに立ち上がる派遣・受入体制の整備を図るとともに，総合防災訓練などの各種訓練への参加を促進し，各チームの技能向上を図る。【交通防災課・保健センター】

※DMAT (Disaster Medical Assistance Team)：災害時派遣医療チーム。急性期（概ね48時間以内）に活動する。

※JMAT (Japan Medical Assistance Team)：日本医師会災害医療チーム。DMAT撤退後にその役割を引き継ぎ活動する。

※DPAT (Disaster Psychiatric Assistance Team)：災害派遣精神医療チーム。精神科医療や精神保健活動の支援を行う。

※JRAT (Japan Rehabilitation Assistance Team)：大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会。リハビリテーションによる生活支援等を行う。

**(避難行動要支援者対策) リスクシナリオ4-3，8-4 [防災]**

○避難行動要支援者名簿の作成や，名簿を活用した情報伝達・避難誘導等を定める個別計

画の策定についての取組を促進する。【生活福祉課】

**(感染症予防対策) リスクシナリオ 2-6**

○避難場所、被災地区での感染症の発生予防、まん延防止のため、平時から保健所等と連携し、予防接種を促進するとともに、避難所における感染症予防体制の整備を推進する。

【交通防災課・保健センター】

**④ 産業・エネルギー**

**<産業>**

**(市内事業者における事業継続計画：BCPの普及啓発) リスクシナリオ 5-1, 7-4**

○中小企業における主体的な事業継続計画（BCP）の取組を推進するため、BCPの事例を市ホームページで公開することで、BCPの普及啓発を図る。【交通防災課】

**(事業者への融資制度の整備) リスクシナリオ 5-1**

○中小企業者の耐震性向上のための資金調達の円滑化を支援するなど、中小企業の地震災害予防対策を促進する。また、発災後、被災事業者の早期の復旧・復興を支援するための緊急対策融資を機動的に実施できるよう、平時から県と連携を図る。【商工観光課】

**<エネルギー>**

**(ライフラインの災害対応力強化・早期復旧) リスクシナリオ 5-2, 5-3, 6-1,**

**6-2, 6-3** [地震被害]

○災害発生時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため、電気、ガス、上下水道、通信などのライフライン関係機関と連携しながら、発電施設の耐震化、LPガス充てん所における緊急時に備えた訓練の実施など、災害対応力の強化を図る。

○燃料供給ルートを実際に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害対策等を着実に進める。また、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図る。

【交通防災課・港湾振興課・道路建設課・施設管理課】

**(大規模災害発生時の緊急給油対策) リスクシナリオ 2-5** [防災]

○発災時に、協定に基づき、救助・救急活動を行う緊急車両等（災害応急対策車両）や病院等の重要施設に中核給油所等から優先給油がスムーズに行われるよう訓練を行うとともに、市民に対しては、備蓄への取組や緊急給油事業に係る理解を得るための普及啓発を進める。【交通防災課】

**(エネルギーの供給源の安定化) リスクシナリオ 6-1**

○災害発生時の停電を回避するため、家庭や公共施設、福祉施設等における自家発電設備や燃料備蓄の導入促進を図る。また、長期にわたる電気供給等の途絶に備えるため、太陽光発電や風力発電、小水力発電等の再生可能エネルギーや蓄電設備（電気自動車等）、

コージェネレーション等の組み合わせによる自立・分散型エネルギーを導入拡大し、エネルギーの供給源の安定化を図る。【各施設の管理課】

## ⑤ 情報通信・交通・物流

### <情報通信>

#### (情報通信ネットワークの整備) リスクシナリオ 4-3

○災害情報を多様な手段で発信することができるよう、情報通信ネットワーク設備を継続的に平常時から管理・点検するとともに、情報システムの耐災性の向上とバックアップ強化を図ることにより情報システムを継続的に維持・稼働させるほか、非常用電源の確保のため発電機等の燃料の確保を図る。【総務課】

#### (災害情報の収集、伝達体制の確保) リスクシナリオ 1-4, 4-1, 4-2, 4-3, 8-6 [防災]

○市は、住民等への情報伝達手段として、市防災行政無線をはじめ、緊急速報メール、コミュニティFM、ホームページ、SNS等様々な媒体の活用を促進するとともに、これらの媒体を適切に運用し、事象に応じた災害情報を確実に伝達する取組を進める。(再掲)

#### (緊急輸送体制の整備) リスクシナリオ 1-1, 2-1, 5-1, 5-4, 6-4

[みち] [地震被害]

○救援・支援活動や物資輸送活動等の緊急輸送を円滑に行うために、国、県と連携して、「市の道路整備計画」などにに基づき、緊急輸送道路（緊急輸送道路をまたぐ道路橋や鉄道橋を含む。）の強化を図る。また、陸路のほか、空路や海路による物資輸送ルートを確実に確保するため、輸送基盤施設の耐震化や災害対策を進める。

【港湾振興課・道路建設課・施設管理課】

#### (孤立可能性地区における対策の推進) リスクシナリオ 2-2 [地震被害]

○災害発生時に交通や情報通信の手段の途絶により孤立する可能性のある地区に通じる幹線道路の整備・道路防災危険個所の対策や緊急輸送道路の耐震化、代替輸送道路の確保、該当地区周辺の土砂災害対策を推進するとともに、県と連携して必要な装備資器材の整備、通信基盤の整備等を進める。【道路建設課・施設管理課】

## ⑥ 農林水産

#### (農業水利施設等の老朽化対策及び耐震化) リスクシナリオ 1-5, 5-5, 6-3

○被災した場合に農業生産への影響が大きい農業用ため池や排水機場等の基幹的農業水利施設及び農業集落排水施設の老朽化対策及び耐震化に向けた取組を推進する。

【農林水産課】

#### (農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化) リスクシナリオ 7-5

○災害発生時の被害を最小化するため、基幹的農業水利施設、漁港施設、治山施設等の長寿命化計画の策定や機能診断、農村の排水対策、治山対策等のハード対策を進めるとともに、地域コミュニティと連携した施設の保全・管理等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する。【農林水産課】

#### **(農林道等の整備) リスクシナリオ5-5**

○災害発生時における避難路や代替輸送道路を確保するため、迂回路として活用しうる農道や林道を把握し、整備を促進する。【農林水産課】

#### **(野生鳥獣による農作物被害対策) リスクシナリオ7-5**

○農地・森林等の荒廃による制御不能な二次災害を発生させないため、地域ぐるみで実施する野生鳥獣による農作物被害対策を推進する。【農林水産課】

### **⑦ 国土保全**

#### **(河川改修等の治水対策) リスクシナリオ1-4**

○水害を軽減し、河川及び水路等の安全性を高めるため、必要なハード対策とソフト対策を一体的に推進する。【道路建設課・施設管理課・下水道課】

#### **(津波対策) リスクシナリオ1-3** [防災] [地震被害]

○津波からの避難を確実にを行うため、避難場所の確保、避難路の整備（鹿島サッカースタジアムの観客が避難するための道路など）、避難所の耐震化、避難路の整備にあわせた沿道建物の耐震化などの対策を着実に進める。

○道路施設等への海抜情報の表示や津波ハザードマップを活用した津波避難行動の啓発、実践的な避難訓練を行うこと等により、海水浴客等を含めた住民の適切な避難行動の周知徹底を図る。

○関係機関が連携して、防潮堤等のハードと警戒避難体制等のソフトを組み合わせた対策を推進する。ハード整備に当たっては、防潮堤等を計画高まで整備するとともに減災効果を目指した構造の工夫として、粘り強い構造の整備を推進する。また、耐震化などの対策を計画的かつ着実に進める。

○水門・樋門等については、操作従事者の安全確保を最優先とした効果的な管理運用を推進する。

【交通防災課・商工観光課・農林水産課・道路建設課・施設管理課・都市計画課】

#### **(総合的な土砂災害対策の推進) リスクシナリオ1-5** [防災] [地震被害]

○土砂災害防止施設の整備を進めているが、ハード対策には時間を要するため、県と連携し、土砂災害警戒区域等の指定や土砂災害ハザードマップの作成・周知、避難訓練の実施等、ハードとソフトを適切に組み合わせた対策を推進する。【交通防災課・道路建設課】

#### **(海岸保全施設・河川管理施設・土砂災害防止施設等の長寿命化対策)**

## リスクシナリオ1-4, 1-5 [防災]

○海岸保全施設，河川管理施設，土砂災害防止施設等について長寿命化計画を策定し，施設の整備・更新を図るとともに，既存施設の効率的な管理・運用を推進する。

【交通防災課・道路建設課・施設管理課】

## (地籍調査の促進) リスクシナリオ8-3, 8-4

○災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには，地籍調査等により土地境界等を明確にしておくことが重要となることから，地籍調査の促進を図る。【地籍調査課】

## 2 横断的分野の推進方針

### ① リスクコミュニケーション

#### (自助・共助・公助の適切な組合せの教育・訓練・啓発等)

○国土強靱化を進める上で，すべての関係者が自助，共助，公助の考え方を十分に理解し，自発的に行動するよう，国土強靱化に関する教育，訓練，啓発等による双方向のコミュニケーションの機会を継続的に提供する。【交通防災課】

#### (地域防災力の強化) [防災] [地震被害]

○災害時の住民どうしの助け合い・連携による災害対応力の向上，被災者の心のケアに重要な役割を果たす地域コミュニティの機能を平時から維持・向上させる。また，防災ボランティア等による地域を守る組織，団体の主体的な活動について，後方支援等を含め促進する。

○災害発生時に対応できる体制を整えるため，自主防災組織の育成や消防団の充実・強化，活性化の推進，学校における防災教育，地域住民による地区防災計画の作成などを通じて地域防災力の向上を推進する。【交通防災課・教育指導課】

○県が実施するいばらき防災大学について，市民への啓発活動を通じて参加者を募り，防災リーダー（防災士等）などの人材育成についての取組を支援する。【交通防災課】

○国や県と連携し，地域住民や自主防災組織等に対し，津波や洪水の浸水想定区域，土砂災害危険箇所，液状化危険度など，地域の災害危険箇所について周知を図るとともに，防災マップや災害・避難カード，マイタイムライン等の作成支援を通じて地域住民の避難行動や防災意識の啓発を図る。【交通防災課】

#### (災害情報の収集，伝達体制の確保) [防災]

○市は，住民等への情報伝達手段として，防災行政無線をはじめ，緊急速報メール，コミュニティFM，ホームページ，SNS等様々な媒体の活用を促進するとともに，これらの媒体を適切に運用し，事象に応じた災害情報を確実に伝達する取組を進める。(再掲)

○市は，避難勧告等の発令基準の策定を実施するとともに，国や県と連携し，避難勧告等の発令に着目したタイムラインの策定を促す。(再掲)

#### (災害時における外国人の安全確保) [防災]

- 避難所や在宅の外国人の安全な生活の支援など，外国人に配慮した取組を進める。
- 外国人旅行者に，災害時に速やかに防災情報が提供できるよう，国の示す災害時におけるガイドラインの周知や災害情報を提供するアプリケーションの利用の促進など，観光施設・宿泊施設などと連携を図る。【市民活動支援課・交通防災課・商工観光課】

#### (液状化等の危険度情報の提供) [防災] [地震被害]

- 「茨城県地震被害想定調査報告書」(H30.12)を基に，液状化の危険度が分かる液状化危険度マップを作成することにより，地域ごとの災害リスクを明らかにし，市民の液状化に係る意識の啓発を図る。【交通防災課・道路建設課・都市計画課】

## ② 老朽化対策

#### (公共施設等の長寿命化対策) [公共]

- 高度経済成長期等に建設された公共施設等が老朽化し，これから一斉に更新時期を迎えることから，限られた財源の中，市民に対する安心・安全な行政サービス（施設の利用等）を将来にわたり持続していくため，財政負担の軽減・平準化を図りつつ，更新・統廃合・長寿命化を計画的に実施する。
- 庁舎や学校，道路，上下水道など施設類型毎に，点検・診断や修繕・更新等のメンテナンスサイクルを構築するとともに，メンテナンスサイクルが円滑に回るよう所要の取組を実施する。
- 施設の適正な規模・機能等を検討し，施設の集約化等による資産総量の適正化に取り組むとともに，民間活力の導入による維持管理コストの削減など資産の有効活用を推進する。

【財政課・総務課・施設管理課・下水道課・水道課・教育施設課】

## ③ 研究開発

#### (研究開発に関するイノベーションの促進)

- 国土強靱化に関する研究開発によるイノベーションを促進する体制が不十分であることから，研究機関との協力体制づくりを進めるとともに，成果の普及を図る。

#### (県内の各研究機関や各大学との連携強化)

- 国土強靱化を進める上で，国立研究開発法人産業技術総合研究所や国立研究開発法人防災科学技術研究所をはじめとする研究機関，筑波大学や茨城大学をはじめとする各大学等と防災対策に関する調査研究，各種データ・システムの利活用，市民への啓発・広報活動，知的・人的資源の相互活用について県と連携・協力を行うことが効果的であり，引き続き，取組を進める。
- 研究機関が開発し，確立されたリスク評価技術や災害対応技術，それら情報の利活用システムについて普及を図る。【交通防災課】

#### (災害対応支援ツール等の導入検討)

○災害時に発生する、罹災証明書の発行業務、住家の被害認定、廃棄物対策などについて、県や関係団体などと協力し、業務に精通している人材を登録した上で、発災時に速やかに、被災者支援業務を応援する仕組みを整備する。【税務課・廃棄物対策課・交通防災課】

#### (大規模地震発生時の地震被害想定)〔地震被害〕

○中央防災会議や地震調査研究推進本部等の成果を活用し、本市における地震防災対策を進める上で基本となる地震被害想定について、県が作成した直近のデータを用いて被害量を算出する。

## 第5章 計画の推進と不断の見直し

### 1 市の他の計画の見直し

本計画を基本として、国土強靱化に係る市の他の計画について、毎年度の施策の進捗状況等により、必要に応じて計画内容の修正の検討及びそれを踏まえた所要の修正を行うこととする。

### 2 計画の推進期間及び見直し

今後の国土強靱化を取り巻く社会経済情勢等の変化や施策の進捗状況等を考慮し、計画の推進期間は、当面令和2年度から令和8年度まで、以降は概ね4年間とし、毎年度の施策の進捗状況等により、必要に応じて見直すこととする。

本計画の策定のために実施した脆弱性評価は、市が実施し、又は把握している施策等を基に行ったものであり、今後、県や民間事業者等が独自に行っている取組等も評価の対象とすることを検討する必要がある。また、災害の個別事象について地域ごとの災害の起こりやすさや被害の大きさ等を考慮したリスクシナリオに基づく脆弱性評価を検討する必要がある。

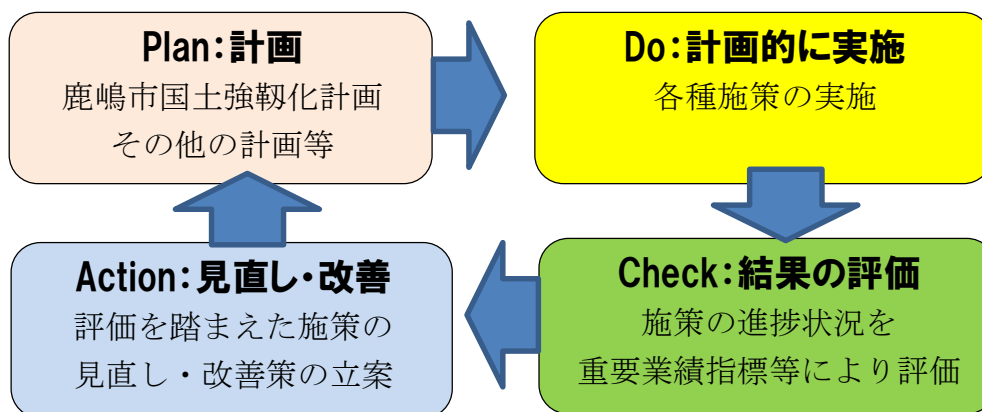
このため、これらの脆弱性評価に関する課題への対応の充実度合いに合わせて、本計画の修正の検討及びそれを踏まえた所要の修正を行うこととする。

### 3 施策の推進と重点化

#### (1) 施策の進捗管理と PDCA サイクル

本計画の推進方針に基づく各種施策については、本市の分野別計画と連携しながら、計画的に推進するとともに、進捗管理及び評価を行う。

本計画では、毎年度、それぞれの施策について、進捗管理を行うとともに、PDCA サイクルにより、取組の効果を検証し、必要に応じて改善を図りながら、強靱な鹿嶋づくりを進めていく。



#### (2) 施策の重点化

限られた資源、財源の中で効率的・効果的に本市の強靱化を進めるためには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化しながら、取組を進める必要がある。

国の基本計画においては、45 のリスクシナリオごとに、事態回避のためのプログラムを策定し、その中から、15 の重点化すべきプログラムを選定している。

本計画においては、国のリスクシナリオを参考に、本市の特色等を勘案し、38 のリスクシナリオに整理・統合等を行った上で、脆弱性評価を行い、施策の推進方針を策定している。これら 38 のリスクシナリオに対応する施策群を構成する基本項目を対象に、以下に示す視点を基に、緊急性や優先度を総合的に判断し、11 の重点化すべき施策群（重点プログラム）を設定した。

この重点プログラムについては、その重要性に鑑み、進捗状況等を踏まえつつ、更なる重点化を含め、取組の一層の推進に努めるものとする。

重点化の視点	説明
影響の大きさ	当該施策を講じない場合、大規模自然災害の発生時において、「生命・財産」や「社会経済システム」にどの程度影響を及ぼすか
施策の進捗	当該施策に係る指標（現状値又は目標値）等に照らし、施策の進捗を向上させる必要がどの程度あるか
平時の効用	当該施策が大規模自然災害の発生時のみならず、地域活性化や産業振興など平時の課題解決にも有効に機能するか
国全体の強靱化への寄与	当該施策が南海トラフ地震など県外における大規模災害のリスク低減にどの程度寄与するものか

＜リスクシナリオごとの重点化すべき施策群（重点プログラム）＞

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-5	大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急，医療活動が迅速に行われるとともに，被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等，生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-3	自衛隊，警察，消防，海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-2	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-5	食料等の安定供給の停滞
6	ライフライン，燃料供給関連施設，交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに，早期に復旧させる	6-4	新幹線等基幹的交通から地域交通網まで，陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-5	農地・森林等の被害，林野火災による国土の荒廃

**（3）プログラム推進上の留意点**

「プログラム」は，市の部室等横断的な施策群であり，いずれも一つの担当部局の枠の中で実現できるものではない。

このため，関係する部局や県等において推進体制を構築して，データや取組内容を共有するなど施策の連携を図るものとする。

また，PDCAサイクルの実践を通じて限られた資源を効率的に・効果的に活用し，ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせながらプログラムを推進するなど，本計画の目標の実現に向けてプログラムの実行性・効率性が確保できるよう十分に留意する。